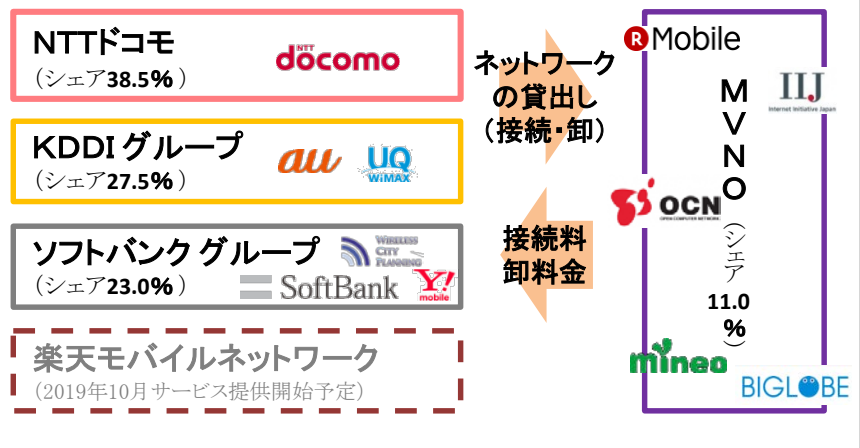


モバイル市場の競争環境に関する研究会 第1回会合説明資料

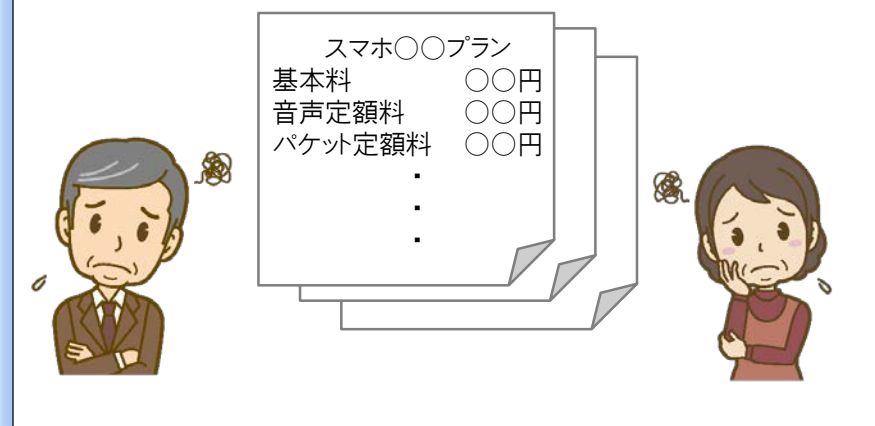
2018年10月
事務局

1 これまでの取組

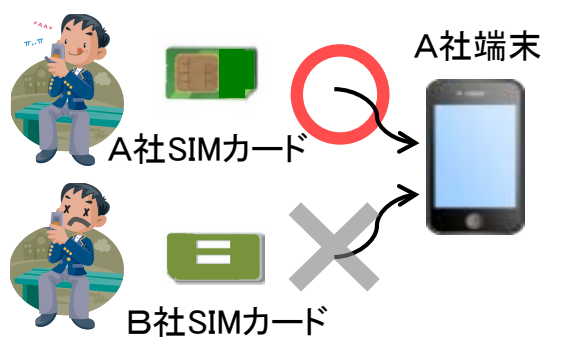
(1) MVNO促進(接続料の適正化)



(2) 料金その他の提供条件の適正化



(3) SIMロック解除の推進



(4) 端末販売の適正化



端末購入を条件とした、過剰な端末購入補助を禁止。

- 2000年 **電気通信審議会答申「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」**(12月)
- **第二種指定電気通信設備制度の創設** → 「電気通信事業法」改正(2001年6月)
 - ・接続料等についての接続約款の届出・公表義務導入
 - ・接続料は「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないと規定
 - NTTドコモ(2002年)、沖縄セルラー(同年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)を指定
- 2007年 **日本通信からの裁定申請に係る総務大臣裁定**(11月)
- **データ接続料(帯域幅単位)の届出開始**
- 2009年 **情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」**(10月)
- **接続料算定方法の整備** → 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」策定(2010年3月)
 - ・原価、利潤、需要による接続料の算定方法をガイドラインとして整備
 - ・原価から営業費を除外
 - **接続会計の導入** → 「電気通信事業法」改正(2010年12月)、
「第二種指定電気通信設備接続会計規則」制定(2011年3月)
 - ・接続料算定の基礎となる接続会計の整理・公表義務導入
- 2011年 **情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」**(12月)
- **第二種指定電気通信設備の指定基準値の引き下げ(25%→10%)** → 「電気通信事業法施行規則」改正(2012年6月)
- 2013年 **「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書**(6月)
- **当年度の実績に基づく接続料による精算(当年度精算)開始** → 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改定(2014年3月)
- 2014年 **情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」**(12月)
- **ガイドラインで規定していた接続料算定方法等の法制化** → 「電気通信事業法」改正(2015年5月)、
「第二種指定電気通信設備接続料規則」制定(2016年3月)
(アンバンドル機能、機能ごとの接続料算定方法、特定移動端末設備の範囲)
- 2016年 **「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」取りまとめ**(11月)
- **利潤における資本調達コストの算定方法の厳密化** → 「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2017年2月)
- 2017年 **「電気通信市場検証会議」平成28年度年次レポート**(8月)
- **データ伝送機能における接続料算定区分の設定(回線管理機能等)** → 「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2017年9月)
- 2018年 **「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書**(4月)
- **BWAに係る原価及び需要の接続料への適正な反映** → KDDI・ソフトバンクに要請(2018年3月)

2014年

「ICTサービス安心・安全研究会」報告書(12月)

- 利用者のデータ通信量分布に応じた多様な料金プランの導入の必要性を指摘 → MNOにおいて、2GBや5GB上限等の料金プランを提供開始

2015年

「期間拘束・自動更新付契約」に係る論点とその解決に向けた方向性(7月)

- 期間拘束が自動更新されないプランの導入を提言 → MNOにおいて、期間拘束が自動更新されないプランを提供開始


「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」取りまとめ(12月)

- ライトユーザ等のニーズに対応した料金プランの導入を要請 → MNOにおいて、1GB上限等の料金プランを提供開始

2018年

「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(4月)

- 期間拘束契約を契約満了時点又はそれまでに違約金及び25か月目の料金の支払いなしに解約できるようにするよう指導(2018年6月)
- 過去の利用実績等に基づき利用金額が適正となる料金プランの例を利用者に案内を行うよう指導(2018年6月)

- 
- 2007年 「モバイルビジネス研究会」報告書(9月)
- SIMロック解除を法制的に担保することについて2010年に向けて検討するよう提言
- 2010年 「携帯電話のSIMロックの在り方に関する公開ヒアリング」(4月)
- 事業者による自主的なSIMロック解除を推進 → 「SIMロック解除ガイドライン」策定(2010年6月)
- 2014年 「ICTサービス安心・安全研究会」報告書(12月)
- 事業者がSIMロック解除に応じるよう義務づけ → 「SIMロック解除ガイドライン」改正(2014年12月)
※義務づけの対象は、2015年5月1日以降の発売に係る端末
- 2016年 「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」取りまとめ(11月)
- SIMロック解除が可能となるまでの期間の短縮、解約
- 2017年 におけるSIMロック解除の条件・手続の説明、MVNO向けのSIMロックの廃止等のルールを整備 → 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」策定(2017年1月)
- 2018年 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(4月)
- 事業者が中古端末のSIMロック解除に応じるよう義務づけ → 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」改正(2018年8月)
※2019年9月1日適用開始

2007年

「モバイルビジネス研究会」報告書(9月)

- 端末販売奨励金と通信販売奨励金の分計を推進 → 「電気通信事業会計規則」改正(2007年9月)

2015年

「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」取りまとめ(12月)

- 行き過ぎた端末購入補助の適正化 → 「端末購入補助ガイドライン」策定(2016年3月)
 - ・端末購入者の実質負担額が一定額を下回るような端末価格・通信料金の割引等を禁止

2016年

「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」取りまとめ(11月)

- 端末購入者に求める合理的な額の負担を明確化 → 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」策定(2017年1月)

2018年

「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書(4月)

- 販売店に対する端末価格等の実質的指示の禁止 → 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」改正(2018年8月)

2 主要論点（案）

- 議論を進めるに当たり、**モバイル市場の競争環境に関する検討を行うに際しての基本的な視点を共有することが有用ではないか。**
- 電気通信事業法の目的や過去の検討における問題意識を踏まえると、大きく分けて**次の3つの視点が考えられるのではないか。**

- ・利用者が自らのニーズに合ったサービス・端末を選択できる環境にあるか。
- ・利用者による自由な事業者選択を阻害する要因はないか。
- ・利用者が利用しやすい料金でサービスが提供されているか。

**利用者のニーズに
合ったサービス・端末
の選択の確保**

**事業者間の公正な
競争の促進による
利用者利益の確保**

- ・MVNOを含めた事業者間の公正な競争環境が確保されているか。

**技術進歩の成果を
利用者が享受できる
環境の確保**

(参考) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

(目的)

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信 役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

- ・最新の技術を利用したサービスが広く利用可能となっているか。

1. 事業者間の競争条件に関する事項

- MVNOを含めた事業者間の公正な競争条件確保の観点から、**接続料の算定方式**についての見直しが必要ではないか。
- IoT向けサービスの提供主体の多様化が期待される中、MVNOにおいても**IoT向けサービス**を柔軟に提供できるような措置について検討が必要ではないか。

2. 利用者の理解促進に関する事項

- 料金プランの複雑さなどによる**説明の長時間化・適切な選択の困難化**に対応し、利用者にとって**分かりやすい料金プラン**の在り方について検討が必要ではないか。
- 拘束期間全体での**支払総額の提示**や、**販売代理店における表示の在り方**など、利用者の理解を促進する取組について検討が必要ではないか。

3. 利用者による事業者選択に関する事項

- **スイッチングコスト**を引き下げ、利用者の自由なサービス・事業者選択を確保するため、**期間拘束及び自動更新**の在り方についての検討が必要ではないか。
- 携帯電話サービス等の**セット割引**について、複数サービスを同時に違約金なく解約できない場合があるところ、**円滑な乗換え**を可能とする措置について検討が必要ではないか。

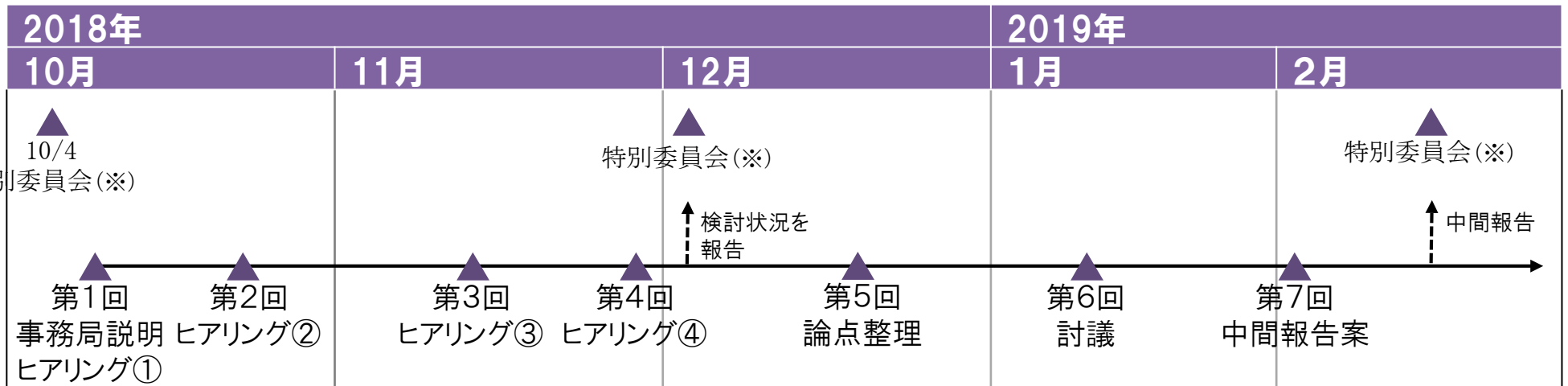
4. 利用者料金に関する事項

- 端末の購入者に対する割引を伴わない料金プラン(**分離プラン**)の在り方など、料金プランについて、利用者による**選択可能性**という観点から検討が必要ではないか。
- **端末購入補助の適正化**について、さらに取り組むべき事項がないか検討が必要ではないか。

5. その他の検討課題

- 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」フォローアップ
- 将来的な検討課題(eSIM、5Gなど)

3 今後のスケジュール等について



(※)情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会

■ 以下の事業者等からのヒアリングを実施。

| 事業者等 | 主なヒアリング事項 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 外部有識者 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在のモバイル市場に関する分析 ・競争促進の理念 ・モバイル市場の在り方・将来像 |
| MVNO等 | <ul style="list-style-type: none"> ・MNOや他のMVNOとの競争環境に関する課題・意見 ・IoTサービスの展開に関する課題・意見 ・その他MVNOの普及促進に向けた課題・意見 |
| 大手携帯電話事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・提供している料金プランの現状 ・有識者・MVNO等・消費者団体の意見に対する考え方 ・「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書を踏まえた取組 |
| 携帯電話販売代理店 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の理解促進に向けた取組 ・端末販売・契約代理に関する課題・意見 |
| 中古端末事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・リユースモバイル関連ガイドラインの検討状況 |

諮問の概要(平成30年8月23日)

- 平成27年の電気通信事業法等の一部を改正する法律において、**法律の施行(平成28年5月21日)から3年後にその施行状況について検討**を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。
- **情報通信を取り巻く環境が抜本的に変化**していく中で、これまでのネットワーク構造やサービスを前提とした電気通信事業分野における**競争ルールや基盤整備、消費者保護等の在り方についての見直し**が急務となってきた。
- 以上のような大きな変化に迅速かつ柔軟に対応するため、平成27年改正法の施行状況を含め、**これまでの政策について包括的に検証**した上で、**2030年頃を見据えた新たな電気通信事業分野における競争ルール等について諮問**を行う。

答申を希望する事項

- | | |
|--------------------------------|-------------------------------|
| (1) 通信ネットワーク全体に関するビジョン | (5) モバイル市場の競争環境の確保の在り方 |
| (2) 通信基盤の整備等の在り方 | (6) 消費者保護ルールの在り方 |
| (3) ネットワーク中立性の在り方 | (7) その他必要と考えられる事項 |
| (4) プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方 | |

スケジュール

- 2019年6月を目途に中間答申、同年12月を目途に最終答申を希望。

- 情報通信審議会に特別委員会を設置して検討するとともに、各研究会の検討結果を特別委員会に集約。

